

○国際連携専攻に係る学年及び学期の期間に関する法人細則

〔平成29年7月27日〕
法人細則第13号
改正 令和 元年法人細則第26号
令和 2年法人細則第 7号

国際連携専攻に係る学年及び学期の期間に関する法人細則

(趣旨)

第1条 この法人細則は、筑波大学大学院学則（平成16年法人規則第11号。以下この条において「大学院学則」という。）第8条第2項及び第9条第2項の規定に基づき、国際連携専攻（大学院学則第26条の5第1項に定めるものをいう。以下同じ。）に係る学年及び学期の期間を定めるものとする。

(学年及び学期の期間)

第2条 国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則施行規程（平成16年法人規程第1号）第20条に定める専攻のうち、国際連携専攻として設置されるものの学年及び学期の期間は、次の表のとおりとする。

国際連携専攻の名称	学年	学期の期間
理工情報生命学術院 国際連携持続環境科学専攻	4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。	(1) 春学期 4月1日から8月31日まで (2) 秋学期 9月1日から翌年3月31日まで
人間総合科学学術院 国際連携食料健康科学専攻	9月1日に始まり、翌年8月31日に終わる。	(1) 秋学期 9月1日から翌年3月31日まで (2) 春学期 4月1日から8月31日まで

附 則

この法人細則は、平成29年9月1日から施行する。

附 則（令元. 12. 26法人細則26号）

(施行期日)

1 この法人細則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則の一部を改正する法人規則（令和元年法人規則第15号）附則第3条の規定によりなお従前の例によるとされた研究科の専攻に

係る第2条の規定の適用については、この法人細則による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令2. 2. 27法人細則7号）

この法人細則は、令和2年4月1日から施行する。